

### Ⅲ

## 企業内における人権啓発の必要性

### 1 適正な採用選考システムの確立

昭和50年末に企業防衛懇談会、労働問題研究所と称するものが、全国の同和地区の所在地名を明記した「人事極秘・部落地名総鑑」「全国部落リスト」という冊子の購入案内書を多くの企業に配布し、一部の企業においてこれを購入していたという事実が発生しました。その後、同種の差別図書が販売されており、現在までに9種類の刊行が明らかになっています。

このようなものが発行され、購入されるということは、同和問題解決の中心的課題である同和地区住民の就職の機会均等を阻害し、更には、様々な差別を招来し助長する極めて悪質な差別行為であると考えられ、誠に遺憾なことであります。

労働者が相互に基本的人権を侵害する職場は、民主的な職場とはいえませんし、反社会的な要素を内包し労務管理していく姿勢は、日本国憲法が国民の基本的人権の尊重を重要な柱としている以上、民主主義を守る企業、近代的な労使関係が存在する企業とはいえません。

職場から差別的体質を排除し、労働者が労働者の基本的人権を尊重していくことが、民主的な職場であり、ひいては企業の繁栄につながっていくことを忘れてはなりません。

企業においては、「自己にとって同和問題とは何か」を、追求していく社内研修を行っていくことが重要であります。前述の「部落地名総鑑」の刊行、購入事件等の発生に見られるように、なお徹底していない面も見受けられ、又採用に際しての差別事例も依然として解消していない現状にあります。

このため、厚生労働省では、昭和52年度からそれぞれの事業所に「企業内同和問題研修推進員」を設置することにより、この推進員を中核として企業全般に同和問題の正しい理解や認識の徹底、適正な採用選考システムの確立などの充実が図られるよう取組を行っています。

さらに、平成9年度より「企業内同和問題研修推進員」を「公正採用選考人権啓発推進員」にあらため、雇用主の同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を一層推進しているところです。

## 2 公正採用選考人権啓発推進員制度

雇用主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任していただいています。

### （公正採用選考人権啓発推進員の役割）

- ★「公正採用選考人権啓発推進員」は、就職の機会均等を確保する観点に立って、各事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割とともに、ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担います。
- ★具体的には、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者（旗振り役）としての役割を担います。
- ★この役割を果たしていただくために、「公正採用選考人権啓発推進員」には、ハローワークや労働局が定期的に関催する研修会等を通じて、公正採用選考や人権問題等に関する正しい理解と認識を深めていただいております。

### （公正採用選考人権啓発推進員の選任）

- ★公正採用選考人権啓発推進員は、佐賀県の場合、常時使用する従業員数が30人以上の事業所において、人事担当責任者など採用選考に関する事項について相当の権限を有する方の中から選任していただきます。
- ★推進員を新たに選任したり改任をした場合は、ハローワークにお知らせください。（この具体的方法については各ハローワークからお伝えします。）
- ★職業紹介事業者及び派遣元事業主は、雇用主としての側面にとどまらず、労働力需給システムの一翼としての社会的責任の重要性にかんがみ、従業員規模にかかわらず選任いただくようお願いいたします。

「公正採用選考人権啓発推進員」制度は、選任しただけ・研修会に参加しただけではなく、各事業所内で『公正な採用選考』の実現のために旗振り役となり、『公正な採用選考』が実際に実現できてこそ意義があります。

企業によっては、採用選考の具体的な方法を決めたり応募者と実際に面接したりするのは、企業トップクラスや「公正採用選考人権啓発推進員」ではない担当者（支店・営業所などの出先を含む）である場合もありますが、その場合、「公正採用選考人権啓発推進員」からそれらの企業トップクラスや担当者に対して『公正な採用選考』の考え方をいかに的確に伝えていくかが重要なポイントとなります。

### 3 企業トップクラスに対する研修について

国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用を促進していくためには、従業員の採用・選考に最も影響を持つ企業のトップクラスが同和問題、人権問題について正しく認識、理解することがきわめて重要です。

また、こうしたことが、公正採用人権啓発促進員が様々な活動や取組を積極的かつ円滑に進めていくために大切な要件ともなります。

このような観点から、佐賀労働局及びハローワークでは佐賀県と連携協力して、各地で「企業トップクラス人権・同和問題研修会」を開催しています。

各企業及び業界団体等のトップクラスの皆さまには、この研修会の趣旨について十分ご理解いただき、積極的なご参加をお願いいたします。

#### 令和8年度 企業トップクラス人権・同和問題研修会

佐賀労働局職業安定課

開催日	開催時間	開催場所	ハローワーク名
令和8年 8月18日（火）	14時00分～16時00分	県立生涯学習センター アバンセ（ホール）	佐賀公共職業安定所 （ハローワーク佐賀） 0952-41-9303
令和8年 8月26日（水）	14時00分～16時00分	唐津市文化体育館 （文化ホール）	唐津公共職業安定所 （ハローワーク唐津） 0955-72-8609
令和8年 8月27日（木）	14時00分～16時00分	伊万里市民センター （文化ギャラリー）	伊万里公共職業安定所 （ハローワーク伊万里） 0955-23-2131
令和8年 8月28日（金）	14時00分～16時00分	武雄市北方公民館 （文化ホール）	武雄公共職業安定所 （ハローワーク武雄） 0954-22-4155
令和8年 9月2日（水）	14時00分～16時00分	鹿島市生涯学習センター エイブル（研修室）	鹿島公共職業安定所 （ハローワーク鹿島） 0954-62-4168
令和8年 9月4日（金）	14時00分～16時00分	鳥栖市民文化会館 （小ホール）	鳥栖公共職業安定所 （ハローワーク鳥栖） 0942-82-3444

◇ 佐賀労働局・ハローワーク及び佐賀県が共催する研修会です。